

投資環境の改善で注目が集まるカンボジア (カンボジア日本人商工会)

東南アジアの新たな進出先として注目が高まるカンボジアは、近年、投資環境の改善に力を入れて取り組んでいる。安価で豊富な労働力という従来の強みに加え、これまで日系企業を悩ませてきた行政手続きの不透明さや税務面の課題についても、徐々に解決した事例が見られ始めている。

カンボジアの最大の魅力は若く豊富な労働力である。最低賃金は月 210 ドルと、ベトナムやフィリピンなど周辺国と比べて低水準にあり、賃金上昇率も近年は 1-2% 台と低位に抑えられている。縫製やワイヤーハーネスなど労働集約型産業にとっては競争力の高い生産拠点として評価されている。現在、約 260 社の日系企業がカンボジア日本人商工会 (JBAC) に加入しており、首都プノンペンに限ればサービスアパートや日本食も多く駐在員の生活環境が整っていることも魅力的だ。

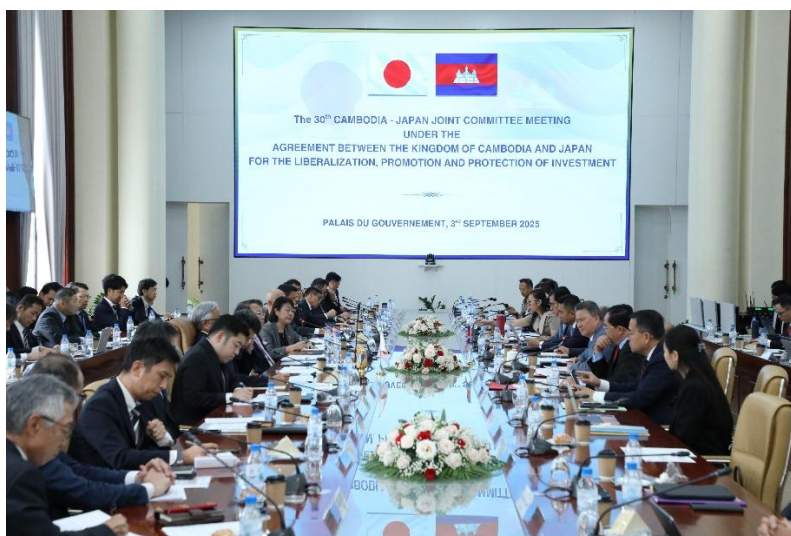
加えて近年はインフラ整備の進展が目覚ましい。2022 年には国内初の高速道路がプノンペンと港湾都市シハヌークビル間で開通し、物流事情が大きく改善した。シハヌークビル港では貨物取扱量が急増しており、日本政府の ODA により新コンテナターミナルの整備が進んでいる。完成後は追加コンテナ処理能力が確保され、また大型コンテナ船の寄港も可能になる見込みだ。さらに昨年、プノンペンの新国際空港の開港により、カンボジアが ASEAN 域内で競争力を持つ生産・物流ハブへと成長する転換点に来ている。

こうした環境変化を背景にカンボジアは「次の成長市場」として日本企業の関心を集めつつあるが、投資環境には課題も残る。ジェトロの調査によると進出した日系企業は投資環境上の課題として以下を上位に挙げている：

1 位：税制・税務手続きの煩雑さ、2 位：法制度の未整備・不透明な運用、3 位：政策運営の不透明性
このように行政や制度面に起因する課題が多いのがカンボジアの特徴である。なお他国のアンケート結果では「人件費の高騰」(タイ、マレーシア)、「不安定な政治・社会情勢」(インドネシア、ミャンマー)、「不安定な為替」(ラオス) などが投資環境のリスク 1 位となっている。

こうした課題は事業環境の不確実性として投資に影響を与えてきたが、改善に向けた動きも進んでいる。JBAC が中心となり、企業から現場の課題を集約して大使館や JICA、JETRO も交えて官民一体でカンボジア政府に課題解決を行う取組みが 2009 年から継続されている。これにより多くの制度、運用上の課題が解決に向かってきた (表参照)。2025 年 6 月から続いているタイとの国境封鎖問題については、早期国境開放要請に加え、物流コストの上昇で打撃を受けている日系企業の声を JBAC が取りまとめカンボジア政府高官との直接対話の場を設けている。代替ルート利用時に発生するトランジット手数料や港湾手数料の引き下げといった具体的課題について改善を働きかけており、政府側からも前向きな対応が示されるなど、問題解決に向けた実務的な協議が進展している。

さらに 2025 年には日本政府の働きかけにより日本企業の投資やビジネス課題をサポートする省庁横断チームの BCT (Business Co-Creation Team) が立ち上がり、行政面の課題に対応する支援枠組みの構築が進んでいるのがカンボジアの特徴だ。こうした取り組みを実務レベルで活用するためにも、日系企業にとっては JBAC に参加し、課題共有や官民対話に主体的に関与することが重要である。



第 30 回官民会議の様子 (提供 : JBAC)

カンボジアの投資環境は依然として発展途上にありトラブルが皆無なわけではない。しかしインフラの発展と若年人口の厚みという大きな潜在力を併せ持ち、かつ日本からの働きかけに真摯に対応してくれる親日国である。制度面の改善が着実に進めば、日本企業にとって新たな成長機会をもたらす余地は大きい。

以上

表 : 近年カンボジア日本人商工会 (JBAC) が取組んだ主な議題

JBAC から提議した課題	論点と解決状況
VAT 還付	VAT 還付が省令で定める時間軸に沿って手続きが進んでいない問題。繰り返しカンボジア政府に改善を要望した結果、2024 年に実施した JBAC 会員のアンケートでは困っている企業は無しと判断し解決済。
非居住者取締役に対するみなし給与課税	名義のみカンボジア法人の役員としつつカンボジアで報酬をもらっていない非居住の取締役に対して、税務署が「本来は役員報酬が発生しているべき」と主張して給与税を課税する問題。2024 年の対話会において JBAC の主張を受け入れ解決済。
総務人事担当者の新たな資格導入	労働省が「全ての企業の人事総務責任者は年間 615 時間の研修受講による資格取得が必要」とする省令を 2024 年に発表。あまりに企業負担が大きいため改善を申し入れた結果、労働省から本件省令について「30 時間の無料研修」という現実的な内容の通達が発出された。

ODA 案件における課税	ODA 案件は免税であると交換公文や贈与契約に記載されているが、カンボジア省庁による免税承認レターの発行が遅いため、本来払わなくて良い税金や徴収金を払っていた問題。2026年の会議において「ODA 案件に関わった企業が支払った税金は還付する」との発言があり解決。今後、新たな ODA 案件に従事する日本企業が適切に免税措置を享受できるよう省庁間の連携を依頼した。
不正輸入	競合品が関税や税金を支払わず不正に輸入されていることで市場で安価で売られているため日系企業のシェアが侵食されている問題については、特定品目においてカンボジア当局が摘発に積極的に取り組み効果が現れている。 また独占的販売権を政府に登録した場合、第三者による輸入が認められていない一方で、中古品には適用されない。このため新車を中古と称して第三者が並行輸入する問題が生じていたが、2026年に商業省が走行距離基準を含む新たな新車定義を発表したことで、改善に向けて進展した。

カンボジア日本人商工会ホームページ

<https://jbac.info/>

(カンボジア日本人商工会 事務局長 若林 康平)